

序章

『野生動物と人間』

名古屋大学大学院生命農学研究科教授

原田 一宏

野生動物と人間の関係は古代に始まり、現代は各地域の環境や文化に応じて、野生動物と人間の間には様々な関係が構築されている。人間が野生動物を捕獲し、食料として利用することもあれば、人間に被害をもたらす獣害としてみなされることもある。野生動物は保護すべき対象としてみなされることもある。このような多岐にわたる人間と野生動物の関係の現代的意味を問い直すことは、今後の野生動物と人間のあるべき関係や、グローバルな視点から地球環境の保全を考える上でも意義があるといえよう。

昨今、クマによる被害が頻繁に報告されている。クマが中山間地域だけではなく都市部にも出没し、人間生活の脅威になっている。環境省によると、2023年度には、ヒグマやツキノワグマによる人身被害は198件で、統計を取り始めて以来の多大なる被害が発生した。このような被害は、元をたどれば、中山間地域の過疎化や耕作放棄地の増加、里山の消失といった人間社会の変化がクマの生息地の拡大をもたらしたために生じたものである。すなわち、クマの被害の根本的な原因は人間の側にあるといえよう。

そもそも、野生動物と人間との関係は、人間が狩猟採集を行っていた時代にさかのぼる。その後、人間が農耕を始め、人口が増加し、野生動物による人的被害や農作物などへの物的被害が増加し、野生動物の数が人間と共存できる数の限界を超えてしまった。被害を軽減するためには狩猟が不可欠ではあったものの、過度の狩猟圧の高まりは、野生動物を減少させることになった。日本では、乱獲による激減、保護政策、その後の個体数の急激な回復という歴史をたどってきた（梶 2023）。特に、1990年代における野生動物の増加の要因としては、20世紀後半の拡大造林政策と大規模草地造成による餌場の拡大、中山間地域での人口減少、耕作放棄地の増加があげられる（鷲

谷 2021)。また、野生動物による被害には、農作物被害、林業や森林への被害、生態系への影響など様々なものがあげられる（鷺谷 2021）。これらの被害に対処するために、1999 年には鳥獣保護法（2014 年には鳥獣保護管理法に改正）が、2007 年には鳥獣被害防止特別措置法（市町村が被害防止計画を策定し主体的に被害対策を促す）が制定された。それとともに、日本では野生動物の保護から管理という理念が浸透していった。野生動物管理では、野生動物の生息地と個体群を管理することを通して、野生動物の存続や保全、人間との軋轢の調整を目指している（三浦 2008）。野生動物の管理では、従来のように野生動物管理のための法制度を設定するだけでなく、モニタリングという科学的根拠によって政策自体の妥当性を検証しながら、計画を軌道修正する、「順応的管理」という手法が取り入れられている（鷺谷 2021、野生生物保全論研究会 2008）。「順応的管理」では、野生動物の管理は現場で起こっているという認識から、県や国の行政だけではなく、野生動物に近い当事者の意見も取り入れた管理という試みも重要となってくる。

視野を広げて、世界的に野生動物がどのように扱われているか見てみよう。20 世紀に入り、欧米を中心に、野生動物は人類の共有財産であり、保護すべき対象であるという機運が高まった。1990 年代には世界各地で、生物多様性保全を目的とした国立公園が急増した。国際自然保護連合（IUCN）は、絶滅危惧にある動物をレッドリストとして登録し、絶滅危惧種の保護に努めた。また、生物多様性条約やワシントン条約といった国際法制度も制定され、野生動物を保護すると同時に、持続可能なレベルでの野生動物の利用の動きが国際的に展開された。生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の愛知目標では、生物多様性保全を目的として、2020 年までに陸域面積の 18% を保護地域にするという目標が掲げられた。生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、「遅くとも 2030 年までに生物多様性の損失を反転させ回復させる」というネイチャー・ポジティブの考え方が取り入れられた「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択された。

人類共通の自然保護というグローバルな課題は掲げられたものの、特に途上国のローカルな現場では、野生動物と人間との軋轢は変わらず続いている。その問題が特に顕著に表れているのが東南・南アジアやアフリカ諸国である。アフリカでは、貧困による食糧不足を補うために地域住民が狩猟によつ

て獲得していたブッシュミートが、市場に出回り、多くの野生動物が違法に狩猟されている（三浦 2018、National Geographic 2023）。インドネシアのオランウータンやアフリカのゾウなどの密猟は後を絶たない（National Geographic 2022, 2014）。途上国の国立公園では、野生動物の保護がかえって周辺に居住する住民に負の影響をもたらすこともある。国立公園では、人的な圧力から野生動物を保護すると同時に、自然環境を満喫するためのエコツーリズムが盛んに行われている。ネパールの国立公園の事例では、エコツーリズムを目的としたトラやゾウといった野生動物保護が野生動物の数を増加させ、多くの人的物的被害をもたらしている（Dahal et al. 2022, 原田 2019）。アフリカ・タンザニアの国立公園では、国立公園周辺に点在する集落で、頻繁に起こるライオンやゾウといった野生動物による人的被害や農作物などの被害を軽減するために、野生動物と人間が共生できるようなゾーン、野生動物管理地域（WMA: Wildlife Management Area）が法制度化している。野生動物管理地域は野生動物と人間の活動の間の緩衝帯として機能することが期待されているが、効果が十分に上がっているとはいえない（岩井 2017, 山越ほか 2016）。アフリカでは、様々な野生動物が人間活動との関わりを持ちながら、人間に被害をもたらしていることが特徴といえる。

以上のように、途上国では、野生動物の保護と、地域住民の生活・文化や権利の尊重をどのようにすれば実現できるかが課題となっている。途上国では、日本とは異なり、対象となる野生動物の種類も多く、また野生動物による人間への被害も広範囲にわたり、被害の対処法を見出すのが困難な状況にある。自然と人間の共存を考える場合、日本だけではなく、途上国を含め、広く世界に視野を向けていく必要があるだろう。

本特集では、日本における野生動物と人間の関係の事例、野生動物と人間をめぐる歴史的な変遷と現状、途上国での野生動物と人間の関係の事例について見てみたい。一部では、野生動物と人間の関わり方の歴史・法制度、倫理や、実践的学問としての野生動物管理学の動向など、野生動物と人間をめぐる関係を見るための視座について概説する。二部では、途上国における野生動物と人間の関わりを取り上げる。三部では、日本における野生動物と人間の関係を取り上げ、野生動物をめぐる地域レベルでの問題と今後の対策について述べる。また、クマと人間の関係についてはトレンドレビューで取り上げる。

[参考文献]

- Dahal, NK., Harada, K., Adhikari, S., Ramesh, PS., Kandel, S. (2022) Impact of wildlife on food crops and approaches to reducing human wildlife conflict in the protected landscapes of Eastern Nepal. *Human Dimensions of Wildlife* 27(3): 273-289.
- 原田一宏 (2019) 「エコツーリズムは地域住民と野生動物の共生を実現できるのか？」『森林環境 2019』(公益財団法人 森林文化協会)
- 岩井雪乃 (2017) 『ぼくの村がゾウに襲われるわけ。野生動物と共存するってどんなこと？』(合同出版)
- 梶光一 (2023) 『ワイルドライフマネジメント』(東京大学出版会)
- 三浦慎悟 (2018) 『動物と人間 関係史の生物学』(東京大学出版会)
- 三浦慎悟 (2008) 『ワイルドライフ・マネジメント入門 野生動物とどう向きあうか』(岩波書店)
- National Geographic (2023) 「食卓のブッシュミート」 92-115.
- National Geographic (2022) 「オランウータンへの犯罪、有罪例少なく、インドネシア」
<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/22/010600009/> (2023 年 12 月 12 日アクセス)
- National Geographic (2014) 「ゾウの密猟急増、テロ集団の資金源」
<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/nng/article/news/14/9233/> (2023 年 12 月 12 日アクセス)
- 鷲谷いづみ (2021) 『実践野生動物管理学』(培風館)
- 山越言・目黒紀夫・佐藤哲編 (2016) 『自然は誰のものか 住民参加型保全の逆説を乗り越える』(京都大学学術出版会)
- 野生生物保全論研究会 (2008) 『野生生物保全事典 野生生物保全の基礎理論と項目』(緑風出版)